

募集型企画旅行条件書（パックス運賃利用）

1.本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は株式会社I A C Eトラベル（東京都中央区日本橋馬喰町1－14－5観光庁長官登録旅行業第883号以下「当社」といいます）が旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供をうけることができる運送又は宿泊のサービスの内容、ならびに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
(2) 旅行契約の内容・条件は、募集型企画旅行の募集広告・パンフレット（以下「募集広告等」といいます）旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）及び当社旅行業取扱いの募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）等によります。
(3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

3. 旅行のお申し込み

(1) 当社にて、当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金・取消料その他お客様が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。
(2) 当社は電話、郵便及びファクシミリ、インターネットその他通信手段による旅行契約の申し込みを受け付けることがあります。この場合、契約は申し込み時点で成立しておりますが、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金のお支払をさせていただきます。この期間内に申込金のお支払がされない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱わせていただく場合がございます。
(3) 申込金は「お支払対象旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれに一部又は全部として取り扱います。また、第6項に定めた旅行契約成立までに、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしているお申込金を全額払い戻します。

ご旅行代金	お申し込み時の申込金
30万円以上	60,000円以上旅行代金まで
15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

※但し、特定機関、特定コースにつきましては、別途ご案内させて頂く場合がございます。
※上記表内の「旅行代金」とは、第9項の「お支払対象旅行代金」をいいます。
(4) お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行の契約締結が直ちにできない場合は、当社はお客様の承諾を得てお客様をキャンセル待ちのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力することがあります。この場合でも当社はお申込金を「お預かり金」として申し受けます。但し、当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ち登録の解除のお申し出があった場合、又は結果として予約できなかった場合は、当社は当該申込金を全額払い戻します。

4. 団体・グループ契約

(1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
(2) 当社は特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
(3) 契約責任者は、当社が定める日まで、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
(4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
(5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

5. お申し込み条件

(1) お申し込み時点で20才未満の方は、保護者の同意者が必要となります。
(2) 旅行開始時点で15才未満の方は、保護者の同行が必要です。
(3) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致していない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(4) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社が可能かつ合理的な範囲でこれに応じますが、医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地事情や関係機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施の為お助者・同伴者の同行などを条件とさせて頂いたくか、あるいは参加をお断りさせて頂く場合がございます。
(5) お客様のお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。
(6) お客様がご旅行中に疾病、傷害そのた事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図る為に必要な処置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用負担はお客様のご負担になります。
(7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、当社が手配旅行契約で別途料金をお支払いいただく条件でお受けすることもあります。
(8) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
(9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。

6. お客様との契約成立時期

(1) 第3項（1）及び（2）の電話による旅行契約のお申し込みの場合、旅行契約は当社らが契約締結を承諾し、申込金の受領をした時に成立いたします。
(2) 第3項（2）の郵便及びファクシミリ、インターネットその他通信手段による旅行契約の申し込みの場合、旅行契約は申込金のお支払後、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発し、お客様に到達したときに成立いたします。
(3) 第3項（4）の場合でキャンセル待ちのコースの契約成立はお客様から当該申し込みの撤回のご連絡がなく、かつ当社が予約可能となった旨の通知を行った時に成立するものとします。この場合、当社が既にお預かりしている代金は、この時点で正式に受理したものとみなします。
(4) 当社指定の銀行口座へ旅行代金の振込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書をもって代えさせて頂きます。

7. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1) 当社は旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、旅行条件書、申込書控え等により構成されます。
(2) 本項（1）の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を運くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以降の場合、旅行開始日までにお渡しすることがあります。お渡し方法には、郵送を含みます。また、お渡し日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

8. 旅行代金のお支払い

(1) 旅行契約成立後、旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目（以下「基準日」といいます）にあたる日より前にお支払いいただきます。
(2) 基準日以降にお申し込みされた場合は、お申し込み時点又は旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

9. お支払対象旅行代金

お支払い対象旅行代金とは、募集広告等に旅行代金として表示した金額に追加代金として表示した金額を加え、割引代金として表示した金額を差し引いた金額をいいます。この合計金額は第3項（3）の「申込金」、第17項（1）①の「取消料」、第17項（1）②の「違約料」、第25項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

10. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金〔原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。以下同様とします。〕を含みません。〕また、パンフレット内でファーストクラス席、ビジネスクラス席と明示されていない場合は、エコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。
(2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・港と宿泊場所、旅行日程にお客様負担と表記してある場合を除きます）
(3) 旅行日程に明示した観光の料金（バス等料金・ガイド料金・入場料等）
(4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金（パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします）

(5) 旅行日程に明示した食事の料金（機内食は除外）及び税・サービス料金
(6) 手荷物の運搬料金お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金（お1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員におたずねください）。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に委託手続きを代行するものです。
(7) 添乗員同行コースの添乗員の同行費用

11. 旅行代金に含まれないもの

前第10項のほかは旅行代金に含まれません。その一部は以下に例示します。
(1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を越える分について）
(2) クリーニング代、電報電話代、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲料等個人的諸経費及びそれに伴う税・サービス料
(3) 傷害、疾病に関する医療費
(4) 渡航手續関係諸費用（旅券印紙代・紙紙料金・査証料・予防接種料金・渡航手續代行に対する旅行業務取扱料金等）
(5) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
(6) 日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料
(7) 日本国内の空港税・出国税及びこれに類する諸税
(8) 旅行日程中の空港税・出国税及びこれに類する諸税
(9) ご希望者のみ参加されるオプションル・ツアー（別途料金の小旅行）の料金
(10) その他募集広告等内で「○料金」と称するもの
(11) 運送機関の課す付加運賃・料金

12. 追加代金及び割引代金

(1) 第9項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます）
ア.1人部屋を使用される場合の追加代金（大人・子供一律1名様代金です）
イ.ホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
ウ.「食事なし」コース等を基本とする「食事付き」コース等との差額代金
エ.ホテルの宿泊延長のための追加代金
オ.航空会社指定ご希望をお受けした場合の追加代金
カ.航空座席のクラス変更に要する運賃差額
キ.その他パンフレット等で「○追加代金」と称するもの。
(2) 第9項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。パンフレット等で「○割引代金」と称するもの。（あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます。）

13. お客様が出発までに実施する事項

(1) ご旅行に要する旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社らは所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部又は全部の代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任は負いません。なお、当社以外の旅行者様に渡航手続きを依頼された場合は、渡航手続きの業務にかかわる契約の当事者は当該取扱旅行者となります。
(2) 渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページhttp://www.forth.go.jp/でご確認ください。
(3) 渡航先（国又は地域）によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、お申し込みの際、予約担当者にお問い合わせください。また外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.pubanzen.mofa.go.jp/」でもご確認ください。

14. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社らの関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためてやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

15. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の変更は一切いたしません。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
(2) 当社は本項（1）の定める適用運賃・料金の大幅な減額がされるときは、本項（1）の定めるところにより、その減少分だけ旅行代金を減額します。
(3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社らはその変更差額だけ旅行代金を減額します。
(4) 第14項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことにによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員より旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社らの責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

16. お客様の交替

(1) お客様は、当社の承諾を得て、旅行契約上の地位を、お客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合お客様には、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、取消料同等額の手数料をお支払いいただけます。ただし、当社らは、業務上の都合があるときは、お客様の交替をお断りする場合があります。
(2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社らが、地位の譲渡を承諾しかつ手数料を受理したときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲りうけた第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することになります。

17. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

①お客様解除権

ア.お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申し込みの営業所の営業時間内でお受けいたします（お申し出の期日により取消料の額に差が生じることもありますので、お申し込みの営業所の営業日、営業時間、連絡先等はおお客様自身でもお申し込み時点で必ずご確認ください）。
イ.各種ローンの取扱手続き上及びその他渡航手続き上の事由により、旅行契約解除の場合上記の取消料の対象になります。
ウ.お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。

a.第14項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第25項別表左側に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限ります。
b.第15項（1）に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
c.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は、不可能になるおそれきわめて大きいとき。
d.当社がお客様に対し、第7項（2）に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しできなかったとき。
e.当社らの責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
イ.当社は本項「(1)①ア、イ」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。取消料が申込金で賄えないときは、その差額を申し受けます。

<p>取消料は別紙またはツアー備考欄をご参照ください。</p>

（注1）特定日：4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7

（注2）貨切航空機を利用する旅行、日本発着時に船舶を利用する旅行、日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行でクルーズ約款を適用する旨の記載のあるコースに関しましては、各コースに明示する取消料によります。

②当社の解除権

ア.お客様が第8項に規定する期日までに旅行代金を支払われなときは、当社らは旅行契約を解除することがあります。このときは、本項「(1)①ア」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ.次の項目に該当する場合は、当社はおお客様に理由を説明して旅行契約を解除することがあります。

a.お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b.お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
d.お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
e.お客様の人数が募集広告等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日前に当たる日より前に、また同期間以外に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目に当たる日より前に旅行中止の通知をいたします。
f.スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
g.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
h.お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋その他反社会勢力であることが認められるとき。
i.お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動、若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
j.お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
ウ.当社らは本項「(1)②ア」により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。

(2) 旅行開始後の解除・払い戻し

①お客様解除・払い戻し

ア.お客様のご都合より旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。
イ.旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、お客様は、当該不可能になった旅行サービスの提供にかかわる部分の契約を、取消料を支払うことなく一部解除することができます。この場合、当社らは旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供にかかわる部分に相当する代金をお客様に払い戻しいたします。

②当社の解除・払い戻し

ア.旅行開始後であっても、次の項目に該当する場合は、当社はおお客様にあらかじめ理由を説明して、旅行契約の全部又は一部を解除することがあります。

a.お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
b.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、その他の者による当社の指示に従わないとき、またこれらの者又は他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
c.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令とその他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能になったとき。
イ.本項「(2)②ア」に記載した事由でお客様または当社が旅行契約を解除したときは、本項「(1)①ア」によりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除する場合を除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の項目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
ウ.本項「(2)②ア」のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じお客様負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
エ.当社が本項「(2)②ア」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
(3) 旅行代金の払い戻しの期間

当社は、第15項（2）(5)の規定により旅行代金を減額した場合、前項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
(4) 本項（3）の規程は、第21項（当社の責任）又は第23項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社らが損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

18. 旅行管理当社は、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

(1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に代ったが旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2) 本項（1）の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

19. 当社の指示お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

20. 添乗員

(1) 添乗員同行の有無はパンフレットに明示いたします。

(2) 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が（添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が）、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社らが必要と認める業務の全部又は一部を行います。
(3) 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地において当社が手配を代行させる者（以下「手配代行者」といいます）により行わせ、その者の連絡先を最終日程表に明示いたします。
(4) 添乗員の業務は原則として、8時から20時までといたします。

21. 当社の責任

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償いたします（損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります）。

(2) お客様が次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合は、当社は本項（1）の責任を負いません。
ア.天災地変、戦乱、暴動、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

イ.運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
ウ.官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止
エ.自由行動中の事故
オ.食中毒
カ.盗難・詐欺等の犯罪行為
キ.運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
ク.その他、当社の関与し得ない事由
(3) 手荷物について生じた本項（1）の損害につきましては、本項（1）の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合限り、旅行者1名につき15万円を限度に（当社又は当社の手配代行者に故意又は重大な過失がある場合を除きます）賠償いたします。

